諮問番号：令和４年度諮問第３８号

答申番号：令和４年度答申第５２号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

〇○〇○〇○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和３年２月１７日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人の主張の要旨

　　行政の手続に誤りがあり、審査請求人は、遡及して支給された障害基礎年金（以下「本件遡及年金」という。）を受領することとなった。

　　旧優生保護法の一時金については、国の慰謝料の意味合いがあるため、生活保護受給者であっても収入認定されない。

　　本件遡及年金と旧優生保護法の一時金の取扱いは、共通する部分があってもよく、審査請求人に過失がなく支給された本件遡及年金が収入認定され、保護が廃止されたことは不当である。

また、審査請求人は、〇○〇○〇であり、持病がある。審査請求人の○〇○（以下「Ａ」という。）から審査請求人に医療費を渡しても、自分の判断で病院には行かずにお金を浮かせ、他の目的に使ってしまう。

さらに、審査請求人には、疎遠となっている○がいるほかは身寄りもない。

これらのことに鑑みて、審査請求人の支援体制として生活保護の支援が必要で、医療扶助だけでも支給するべきであり、本件遡及年金は例外的に収入認定をせず、保護を廃止しない判断がされるべきである。

以上のことから、本件処分は不当であり、取消しを求める。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）本件処分について

処分庁は、本件遡及年金による収入により、審査請求人の世帯の最低生活費と収入を比較すればおおむね６か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められることから、法第２６条に基づき、令和２年８月１５日付けで保護を廃止する本件処分を行ったことが認められる。

（２）本件遡及年金の収入認定について

生活保護受給者の「年金記録問題」への対応について（平成１９年１２月２８日厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡。以下「平成１９年事務連絡」という。）２のとおり、年金記録の訂正や判明により、年金が増額される被保護者への対応については、遡及して支給された年金のうち、５年以内の年金については、法第６３条に基づく費用返還請求（以下「６３条返還」という。）の対象とし、５年以上前の年金については６３条返還の対象とせず、保護の要否の判定、あるいは保護費の算定上、支給月において収入認定するものとして取り扱うこととされている。

また、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付を受ける権利に係る消滅時効の援用の取扱いについて（平成２４年９月７日年管発０９０７第６号厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知。以下「平成２４年年金管理審議官通知」という。）２のとおり、時効援用しない事務処理誤りと認定されたものについては、時効の援用はせず、年金を支払うこととされている。

本件についてみると、①令和２年８月１４日、審査請求人は、平成１５年８月分から令和２年５月分の日本年金機構の事務処理誤りを原因とする本件遡及年金と令和２年６月分及び同年７月分の年金を合わせた７，０４５，２８５円（以下「本件年金」という。）を受領したこと、②処分庁は、ケース診断会議において、審査請求人が受領した本件遡及年金は、日本年金機構の事務処理誤りによるものであり、平成２４年年金管理審議官通知２に事務処理誤りと認定されたものについては、時効は援用しないと記されていることから、平成１９年事務連絡２に準ずる取扱いを行う旨を決定したことが認められる。

これらのことからすると、日本年金機構の事務処理誤りによって、審査請求人が５年以内の年金及び５年以前の年金を遡及して受給したことから、組織的検討を経て、平成１９年事務連絡２及び平成２４年年金管理審議官通知２に照らし、５年以上前の年金については６３条返還の対象とせず、収入認定とすることとした処分庁の判断に不合理な点は認められない。

（３）保護の要否の判定について

生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和３８年４月１日社保第３４号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第１０問１２の答のとおり、保護を廃止すべき場合として、当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね６か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるときとされている。

また、生活保護法による保護の実施要領について（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第１０のとおり、保護の要否及び程度は、原則として当該世帯につき認定した最低生活費と次官通知第８によって認定した収入との対比によって決定することとされている。

本件についてみると、処分庁が行った要否判定において、審査請求人の最低生活費が１７８，４８０円なのに対し、本件遡及年金の受給に伴う費用返還を考慮した上での収入充当額は５，７２８，３２３円であることが認められる。

これらのことからすると、最低生活費と収入充当額との対比によって行った要否判定の結果、前記（１）のとおり、おおむね６か月を超えて保護を要しない状態が継続されるとして審査請求人について保護を要しないとした処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

審査請求人は、○〇○○〇である審査請求人の支援体制として生活保護の支援は必要であり、医療扶助だけでも支給するべき旨を主張する。

しかし、前記１（１）及び（２）のとおり、審査請求人は保護の要件を欠き、要保護者ではないことから審査請求人の主張は失当である。

（４）保護の廃止日について

なお、課長通知第１０問１２の答のとおり、保護の廃止は保護を要しなくなった日から行なうことを原則としつつ、当該保護を要しなくなった日の属する月が、保護の廃止を決定した日の属する月の３か月以前であるときは、保護を要しなくなった日まで遡及して保護の廃止を行うことなく、保護を要しなくなった日から３か月までの間にかかる保護の費用について、法第６３条又は法第７８条の規定により費用を徴収することとし、前々月の初日をもって保護の廃止を行うこととされている。

処分庁は、本件処分の遅延は審査請求人の原因によるものではなく、処分庁の調査に時間を要したためであるところ、課長通知第１０問１２の答に照らし、保護の廃止を決定した令和３年２月１７日の前々月の初日である令和２年１２月１日の廃止とした場合、これにより同年８月１５日以降、廃止日までに扶助された保護費が返還となるのであれば、医療費部分が１０割の額での返還となり審査請求人の負担が大きくなることから、これに配慮し、令和２年８月１５日に廃止とした場合でも遡って国民健康保険に加入し、所定の手続を経て７割が返還されることの確認をもって同日付けで保護を廃止することとした旨を主張する。

本件についてみると、①令和３年２月１７日付けで本件処分が行われたこと、②処分庁は、国民健康保険担当部署に対し、審査請求人が保護廃止日に遡って国民健康保険への加入が可能であり、保護廃止日以降の医療費の７割分については、審査請求人に返金される旨を確認したことが認められる。

これらのことからすると、課長通知第１０問１２の答のただし書によることなく、審査請求人が本件年金を受領した令和２年８月１４日の翌日付けで保護を廃止することとした処分庁の判断に取り消すべき不合理な点は認められない。

（５）前記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

令和５年１月２６日　　諮問書の受領

令和５年１月２７日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：２月１０日

口頭意見陳述申立期限：２月１０日

令和５年２月　９日　　審査請求人から主張書面の受領（令和５年２月７日付け）

令和５年２月２０日　　第１回審議

令和５年２月２８日　　審査会から処分庁に対し回答の求め（回答書：令和５年３月１６日付け○〇○○〇第２２２１８２号）

令和５年３月２２日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、「この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

（２）法第４条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しており、同条第１項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条により、「前４条に規定するところは、この法律の基本原理であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（３）法第８条第１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。

（４）法第２６条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。（後略）」と定めている。

（５）法第６３条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

（６）次官通知第８の２は、「収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前３箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定すること。」と記している。

　　　なお、次官通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（７）次官通知第８の３（２）ア（ア）は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。（後略）」と記している。

（８）次官通知第１０は、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第８によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。また、保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第１に衣食等の生活費に、第２に住宅費に、第３に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産、生業（中略）、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めること。」と記している。

（９）課長通知第１０問１２の答は、「被保護者が保護を要しなくなったときには、法第２６条の規定により保護の停止又は廃止を行なうこととなるが、保護を停止すべき場合又は廃止すべき場合は、原則として、次によられたい。」とし、次として、１及び２を記している。

　　　そのうち２は、保護を廃止すべき場合として、「（１）当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。（２）当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね６か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。なお、以上の場合における保護の停止又は廃止は保護を要しなくなった日から行なうことを原則とする。ただし、当該保護を要しなくなった日の属する月が、保護の停止又は廃止を決定した日の属する月の３か月以前であるときは、保護を要しなくなった日まで遡及して保護の停廃止を行なうことなく、保護を要しなくなった日から３か月までの間にかかる保護の費用について、法第６３条又は法第７８条の規定により費用を徴収することとし、前々月の初日をもって保護の停廃止を行なうこと。」と記している。

なお、課長通知は、処理基準である。

（１０）平成１９年事務連絡２は、年金記録の訂正や判明により、年金が増額される被保護者及び新たに年金受給資格を得られる被保護者への対応について、（１）及び（２）を記している。

そのうち（１）は、遡及して支給された年金のうち、５年以内の年金について、「従来どおり、法第６３条に基づく費用返還請求の対象となる。（法第６３条による費用返還が決定された日から遡って５年間分の保護費相当分が対象。なお、原則として全額が返還対象になるが、当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合においては、一部返還額を控除しても差し支えないので留意願いたい。（生活保護手帳（別冊問答集）問４５０参照））なお、当該年金額が、返還対象となる保護費相当分を上回る分については、収入認定の取扱いとなる。」と記している。また、（２）は、遡及して支給された年金のうち、５年以上前の年金について、「法第６３条による返還対象とせず、保護の要否の判定、あるいは保護費の算定上、支給月において収入認定するものとして取り扱うこと。（ただし、６ヶ月以内で分割して収入認定する取扱いも可能。）」と記している。

（１１）平成２４年年金管理審議官通知は、支払期月ごとに支払うものとされる厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付（以下、平成２４年年金管理審議官通知において「年金」という。）の支給を受ける権利について、「平成１９年７月７日以降に受給権が発生する支払期月ごとに支払うものとされる年金の支給を受ける権利に係る消滅時効の援用の取扱いを下記のとおりとするので、年金事務所等に周知徹底を図り遺漏のないよう取り扱われたい。」とし、下記のとおりとして１から４を記している。

そのうち２は、時効の援用の取扱いについて、「支払期月ごとに支払うものとされる年金の支給を受ける権利の発生から５年を経過し、その権利について消滅時効が完成した場合は、時効を援用する。ただし、次の（１）又は（２）に該当する場合は、時効の援用はせず、年金を支払うこととする。」とし、（１）は、「年金記録の訂正を行ったもの（後略）」と記し、（２）は、「時効援用しない事務処理誤りと認定されたもの（中略）ただし、（１）に該当する場合を除く。」と記している。

（１２）国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第５条は、「都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者とする。」と定めている。

（１３）国民健康保険法第６条は、「前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険（以下「都道府県等が行う国民健康保険」という。）の被保険者としない。」とし、次の各号として第１号から第１１号を規定し、第９号は、「生活保護法（中略）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者」と定めている。

（１４）国民健康保険法第７条は、「都道府県等が行う国民健康保険の被保険者は、都道府県の区域内に住所を有するに至つた日又は前条各号のいずれにも該当しなくなつた日から、その資格を取得する。」と定めている。

（１５）国民健康保険法第５４条第１項は、「市町村及び組合は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下この項及び次項において「療養の給付等」という。）を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、市町村又は組合がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。（後略）」と定め、同条第２項は、「市町村及び組合は、被保険者が電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けないで保険医療機関等について診療又は薬剤の支給を受けた場合において、当該確認を受けなかつたことが、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給するものとする。（後略）」と定めている。

（１６）旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の生活保護制度における取扱いについて（平成３１年４月２４日社援保発０４２４第３号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成３１年保護課長通知」という。）は、「昭和２３年制定の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に関し必要な事項等を定めた、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成３１年法律第１４号。以下「法」という。）」が平成３１年４月２４日に成立し、施行されたところである。生活保護受給者に当該一時金が支給された場合の取扱いについては、法の趣旨に鑑み、収入として認定しないこととする（後略）」と記している。

　　　なお、平成３１年保護課長通知は、処理基準である。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２４年３月５日付けで、処分庁は、審査請求人に法による保護を開始した。

（２）令和２年８月１８日、処分庁は、Ａから審査請求人が同月１４日付けで本件年金を受領した旨報告を受けた。

　　　また、処分庁は、Ａから審査請求人の障害基礎年金については１級と認定されていたことがあったが、約８年前から２級と認定されており、日本年金機構において再検討が行われたことにより２級から１級に変更となったことから、本件年金が支給されるに至った旨説明を受けた。

（３）令和２年８月３１日、処分庁は、Ａから、同月１４日付けの本件年金に係る年金振込通知書の提出を受けた。

　　　また、上記の年金振込通知書には、令和２年８月に、審査請求人の指定した口座に、「国民年金障害基礎年金」として７，０４５，２８５円を振込む手続を行うこととした旨が記載されている。

（４）令和２年９月１日付けで、処分庁は、日本年金機構中央年金センター（以下「年金センター」という。）に対して、法第２９条に基づき、審査請求人に本件年金が支給された理由等について照会を行い、同年１２月２８日、年金センターから、審査請求人に本件年金が支給された理由は、「障害年金を重複して決定した事務処理誤りのため」と記載された同月２５日付けの回答書を受領した。

　　　また、上記回答書には、既支払額として、平成２０年２月から令和２年５月までの基礎年金額の合計が９，６６８，１７８円であり、正当支払額として、平成１５年８月から令和２年７月までの基礎年金額の合計が１６，７１３，４６３円であり、既支払額と正当支払額との差額が７，０４５，２８５円であることが示された表が添付されている。

（５）令和３年１月７日、処分庁の担当者は、年金センターの担当者に架電し、本件遡及年金は、平成２４年年金管理審議官通知２（２）の「時効援用しない事務処理誤りと認定されたもの」に該当しない旨確認した。

（６）処分庁は、本件年金について、①令和３年１月２０日のケース診断会議において、平成２４年年金管理審議官通知２（２）に準じて取扱うこととし、②同月２８日のケース診断会議において、平成１９年事務連絡に照らし、本件年金のうち、平成１５年８月分から平成２７年１１月分に係る年金については、収入認定の取扱いとし、平成２７年１２月分から令和２年５月分に係る年金については、６３条返還の対象とする旨を確認した。

（７）令和３年１月２８日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、審査請求人が本件年金を受領した翌日の令和２年８月１５日付けで審査請求人の保護の廃止について検討を行った。

上記のケース診断会議において、処分庁は、審査請求人に対して医療扶助費を支給していることから、令和２年８月１５日付けで審査請求人の保護の廃止を行った場合においても、同日に遡って国民健康保険の被保険者となって、医療費等の療養費の払戻しを受けることができる旨国民健康保険の担当に確認したとして、同日付で、審査請求人の保護を廃止することとした。

（８）令和３年２月１０日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、平成２８年２月から令和３年１月に支給した保護費のうち、平成２７年１２月分から令和２年５月分の年金と令和２年８月１５日以降に支給した医療扶助を除く保護費の１，１８３，５５７円について、６３条返還を行うことを決定した。

　　　また、令和３年２月１０日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、令和２年８月１５日から令和３年１１月までに医療扶助費として支給した２２１，１２０円について、６３条返還を行うことを決定した。

（９）処分庁が令和３年２月１０日付けで決定した審査請求人に係る保護要否判定書には、「最低生活費および医療費」の欄に、合計として１７８，４８０円と記載され、「収入」の欄に、収入充当額として５，７２８，３２３円と記載されている。

（１０）令和３年２月１７日付けで、処分庁は、令和２年８月１５日付けで審査請求人の保護を廃止する本件処分を行った。

　　　本件処分の通知書の理由の欄には、「（前略）〔審査請求人〕に支払われていた遡及年金による収入により、世帯の最低生活費と収入を比較すれば概ね６か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められることから、生活保護法第２６条に基づき令和２年８月１５日付けで保護を廃止します。」と記載されている。

（１１）令和３年５月２１日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）保護の要否の判定について

　ア　審査請求人は、審査請求人の支援体制として生活保護の支援が必要で、医療扶助だけでも支給するべきである旨主張する。

　　　本件において、処分庁は、保護の要否の判定に当たって、前記２（６）のとおり、本件年金のうち、平成１５年８月分から平成２７年１１月分に係る年金については収入認定の取扱いとし、平成２７年１２月分から令和２年５月分に係る年金については６３条返還の対象とした上で、前記２（９）のとおり、次官通知第８により認定した収入充当額（５，７２８，３２３円）を算定し、審査請求人世帯の最低生活費（１７８，４８０円）と当該収入充当額を比較して、おおむね６か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認め、審査請求人の保護を廃止することを決定したことが認められる。

イ　保護の決定及び変更に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（処理基準）を定めている。

　　　保護の要否及び程度については、前記１（８）のとおり、次官通知第１０において、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第８によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。」と示し、保護を廃止すべき場合については、前記１（９）のとおり、課長通知第１０問１２の答２（２）において、「当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以降おおむね６か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。」と示されている。

　　　上記の次官通知及び課長通知は、法の基本原理（法第１条及び第４条参照）に照らして合理的なものと言え、処分庁は、これらの処理基準に基づき、審査請求人の保護を要しないと判断していることから、当該処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

（２）保護の廃止日について

　ア　保護の廃止については、前記１（９）のとおり、課長通知第１０問１２の答２（２）において、「当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね６か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき」と示された上で、「なお、以上の場合における保護の（中略）廃止は保護を要しなくなった日から行なうことを原則とする。」とし、「ただし、当該保護を要しなくなった日の属する月が、保護の（中略）廃止を決定した日の属する月の３か月以前であるときは、保護を要しなくなった日まで遡及して保護の（中略）廃止を行なうことなく、（中略）前々月の初日をもって保護の（中略）廃止を行なうこと。」と示されている。

例えば、本件年金を受領した日の令和２年８月１４日が保護を要しなくなった日であり、保護の廃止を決定した日が本件処分のあった日の令和３年２月１７日である場合、上記の処理基準に基づけば、保護の廃止日は、令和２年１２月１日となるが、処分庁は、これと異なる同年８月１５日を保護の廃止日と定めたことが認められる。

　イ　処分庁が処理基準によらず、審査請求人の保護の廃止日を定めたことについて、違法又は不当な点がないか、以下、検討する。

　　　前記２に基づき本件処分に至る経緯についてみると、処分庁は、①令和２年８月１５日付けでＡから本件年金の受領に係る報告を受け、②同年９月１日付けで、法第２９条に基づき、年金センターに対して、本件年金が支給された理由等について照会を行い、③同年１２月２８日、年金センターから、本件年金が支給された理由が障害年金を重複して決定した事務処理誤りである旨の回答を受け、④令和３年１月７日、年金センターに対して、本件遡及年金は、平成２４年年金管理審議官通知２（２）に該当しない旨を電話で確認したことが認められる。

　　　また、処分庁は、⑤本件年金が支給された理由が、障害年金を重複して決定した事務処理の誤りであることから、平成１９年事務連絡に照らし、本件年金のうち、平成１５年８月分から平成２７年１１月分に係る年金については収入認定の取扱いとし、平成２７年１２月分から令和２年５月分に係る年金については６３条返還の対象とした上で、本件年金の受領に係る報告から約半年後の令和３年２月１７日付けで本件処分を行ったことが認められる。

　　　なお、処分庁は、本件処分の決定の遅延は、審査請求人の原因によるものではなく、処分庁の調査に時間を要したためとしている。

　ウ　前記１（４）のとおり、法第２６条において、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定しなければならない旨を定めている。仮に、処分庁が遅延することなく速やかに保護の廃止を決定した場合、課長通知第１０問１２の答２（２）に基づく保護の廃止日は、保護を要しなくなった日である令和２年８月１４日となる。

処分庁は、課長通知第１０問１２の答２（２）に基づき保護の廃止日を令和２年１２月１日と定めた場合、国民健康保険の被保険者の資格の取得は同日となり（国民健康保険法第６条、第７条参照）、同年８月１５日以降に支給された医療扶助費が返還の対象となって審査請求人の負担が大きくなることから、保護の廃止の決定が遅延したことを考慮し、上記の処理基準によらず、同日を保護の廃止日と定めた旨主張する。

　　　本件処分に至る判断の過程についてみると、前記２（７）のとおり、処分庁は、令和２年８月１５日を保護の廃止日として定めた場合であっても、同日に遡って国民健康保険に加入することができ、所定の手続を経れば医療費の７割に相当する療養費の払戻しがされることを（国民健康保険法第５４条参照）国民健康保険の担当に確認した上で、保護の廃止日を定めたことが認められる。

　　　本件においては、保護の廃止の決定が遅延した事情があり、処分庁は、審査請求人に不利益を負わせないために、療養費の払戻しの機会を考慮した上で、保護の廃止日を定めたと言えることから、処理基準に基づかず、審査請求人の保護の廃止日を定めた処分庁の判断が、直ちに、法で予定されている事務処理から逸脱しているとは評価し得ない。

以上のとおり、処分庁が、審査請求人の保護の廃止日を令和２年８月１５日と定めたことに、違法又は不当な点があるとまでは言えない。

（３）本件遡及年金の収入認定について

なお、審査請求人は、本件遡及年金についても、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金（以下「旧優生保護法に基づく一時金」という。）と同様に収入として認定されるべきでない旨主張するものと推察される。

旧優生保護法に基づく一時金については、前記１（１６）のとおり、処理基準（平成３１年保護課長通知）において、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の趣旨に鑑み、収入として認定しないことが特別に明示されている。

これに対して、遡及して支給された年金については、特別に収入認定しないことを示した処理基準その他の基準等は存在しない。

また、本件についてみると、前記２（４）のとおり、本件年金が支給された理由が、障害年金を重複して決定した事務処理の誤りであることから、前記２（６）のとおり、処分庁は、平成１９年事務連絡に照らし、本件年金のうち、平成１５年８月分から平成２７年１１月分に係る年金については収入認定の取扱いとし、平成２７年１２月分から令和２年５月分に係る年金については６３条返還の対象としたことが認められることから、当該処分庁の判断に不合理な点は認められない。

（４）結論

以上のことから、本件処分については、違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）野呂　充

委員　　　　　重本　達哉

委員　　　　　船戸　貴美子